

避難行動要支援者の 避難支援ガイドブック

長岡市
(公社)中越防災安全推進機構

令和8年6月1日 一部改訂

目次

項目	ページ
1 ～避難行動要支援者名簿制度編～	2
（１）はじめに、自助・共助・公助について	2
（２）避難行動要支援者名簿とは	3
（３）避難行動要支援者名簿の様式について	4
（４）避難行動要支援者名簿が地域に届くまで	5
2 ～地域における避難支援体制づくり編～	8
（１）地域における支援体制づくり	8
（２）支援体制づくりの中で大切なこと	9
（３）地域における支援体制づくりの例	12
参考：民生委員との連携例	14
（４）災害時の流れについて	15
（５）災害時の市と地域、民生委員との連携について	16
（６）まとめ	17
3 ～個別避難計画編～	18
（１）個別避難計画について	18
（２）個別避難計画の様式について（参考）	19
4 Q & A	22
5 問い合わせ先	23

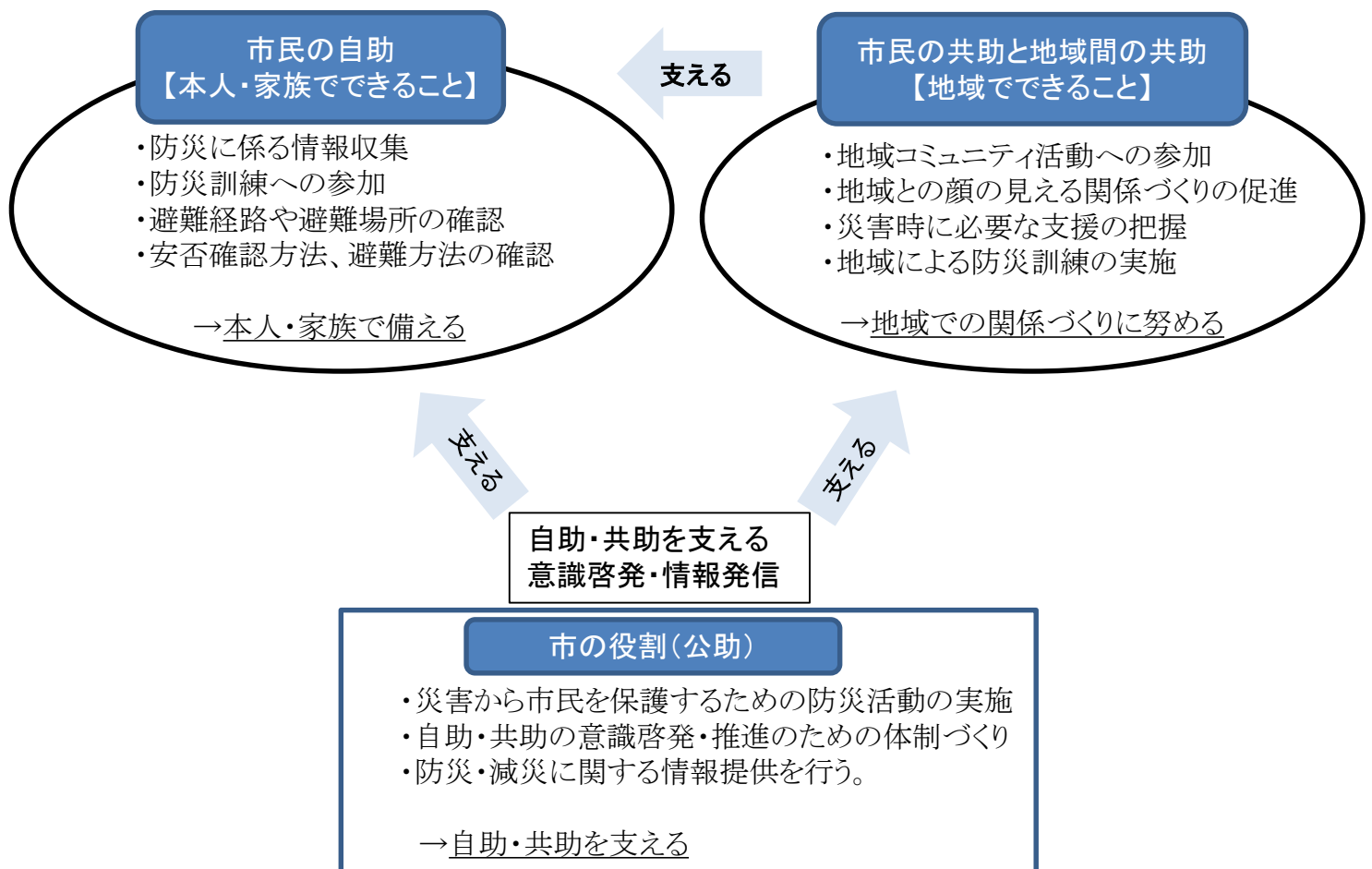
1 ～避難行動要支援者名簿編～

(1) はじめに

長岡市では、平成16年の中越大震災や7・13水害、平成19年の中越沖地震など、大きな災害を経験しました。また、近年では令和6年の能登半島地震をはじめとして、毎年のように、各地で災害が発生しております。このような大規模な地震や水害などが発生した直後は、行政による支援にも限界があるため、公助が機能するまでの間は、自分の命を自分で守る「自助」と身近にいる人同士が助け合う「共助」の重要性が再認識されています。

長岡市では、これらの自助・共助の意識を高め、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることを目的に、令和6年に「長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例」を市議会議員の発議で制定しました。これらを踏まえ、各地域で行われている避難行動要支援者の避難支援体制整備の一助となるよう、避難行動要支援者名簿の概要や基本的な活用手順、参考事例を本ガイドブックにまとめましたので、本人・家族ができること、地域ができることを整理し、災害に備えておきましょう。

○「長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例」基本理念 （「自助」・「共助」・「公助」について）



(2) 避難行動要支援者名簿とは

「**避難行動要支援者**」とは、高齢者や障害者などの災害時に支援が必要な方のことを言います。長岡市では、下記の調査方法に基づき調査を行い、「**避難行動要支援者名簿**」を作成しています。

避難行動要支援者名簿は国が定めた災害対策基本法に基づいて作成されるものであり、本人からの同意により平常時から町内会等に提供できる「同意者名簿」と、災害発生時のみ提供できる「未同意者名簿」の2種類があります。

避難行動要支援者の調査方法

高齢者	
調査基準	概ね要介護3以上
調査実施者	行政による調査 市からの文書により意向確認
調査世帯	単身高齢者・高齢者のみ世帯・高齢者と児童のみの世帯。(若手と同居している日中独居の方は、調査対象外)

障害者	
調査基準	身体障害者手帳(1・2級) 療育手帳(A判定) 精神手帳 の手帳保持者
調査実施者	行政による調査 市からの文書により意向確認
調査世帯	世帯の全員が高齢者・障害手帳保持者・児童のみの世帯



避難行動要支援者名簿の作成

同意者名簿	・名簿の外部提供について、避難行動要支援者本人から同意を得ている名簿 ・平常時から提供します。
未同意者名簿	・外部提供の同意が得られなかった名簿 ・災害時に提供します。



(3) 避難行動要支援者名簿の様式について

・地域に送付する避難行動要支援者名簿の様式

【○年度】 長岡市避難行動要支援者名簿（同意者）

A001：大手通１０

番号	氏名 年齢 生年月日 電話番号	性別	住所 方書き 緊急連絡先	町内会 避難支援等を必要とする事由 備考	民生委員	消防団 ラジオ配布
1	① 長岡 太郎 80歳 S11. 1. 1 T0258392217	男性	② 大手通１０丁目③番地 マンション1号棟1005号棟 T0258392371 長岡 一郎 子 長岡市幸町 2-1-1	③ 大手通１０ ④ 【腎臓機能障害】	⑤ 長岡 花子	⑥ 長岡第1分団 ⑦
2	長岡 次郎 80歳 S11. 1. 1 T0258392217	男性	大手通１０丁目2番地 マンション1号棟1005号棟 T0258392371 長岡 一郎 子 長岡市幸町 2-1-1	大手通１０ 寝たきりA1	長岡 花子	長岡第1分団 あり
3	越路 太郎 80歳 S11. 1. 1 T0258392217	男性	大手通１０丁目3番地 T0258392371 越路 一郎 子 長岡市幸町 2-1-1	大手通１０ 肢体不自由【体幹】	長岡 花子	長岡第1分団 あり
4	三島 太郎 80歳 S11. 1. 1 T0258392217	男性	大手通１０丁目4番地 T0258392371 三島 一郎 子 長岡市幸町 2-1-1	大手通１０ 認知症あり	長岡 花子	長岡第1分団 あり
5	和島 太郎 80歳 S11. 1. 1 T0258392217	男性	大手通１０丁目5番地 T0258392371 和島 一郎 子 長岡市幸町 2-1-1	大手通１０ 寝たきりC2 認知症あり	長岡 花子	長岡第1分団 あり

○名簿に記載される項目の説明

- ①要支援者の氏名等の情報
- ②要支援者の住所等の情報
- ③要支援者の属する町内会等の情報
- ④要支援者の障害等に関する情報
- ⑤在住する地域を担当する民生委員の情報
- ⑥在住する地域の消防団の区分
- ⑦防災ラジオの配布の有無

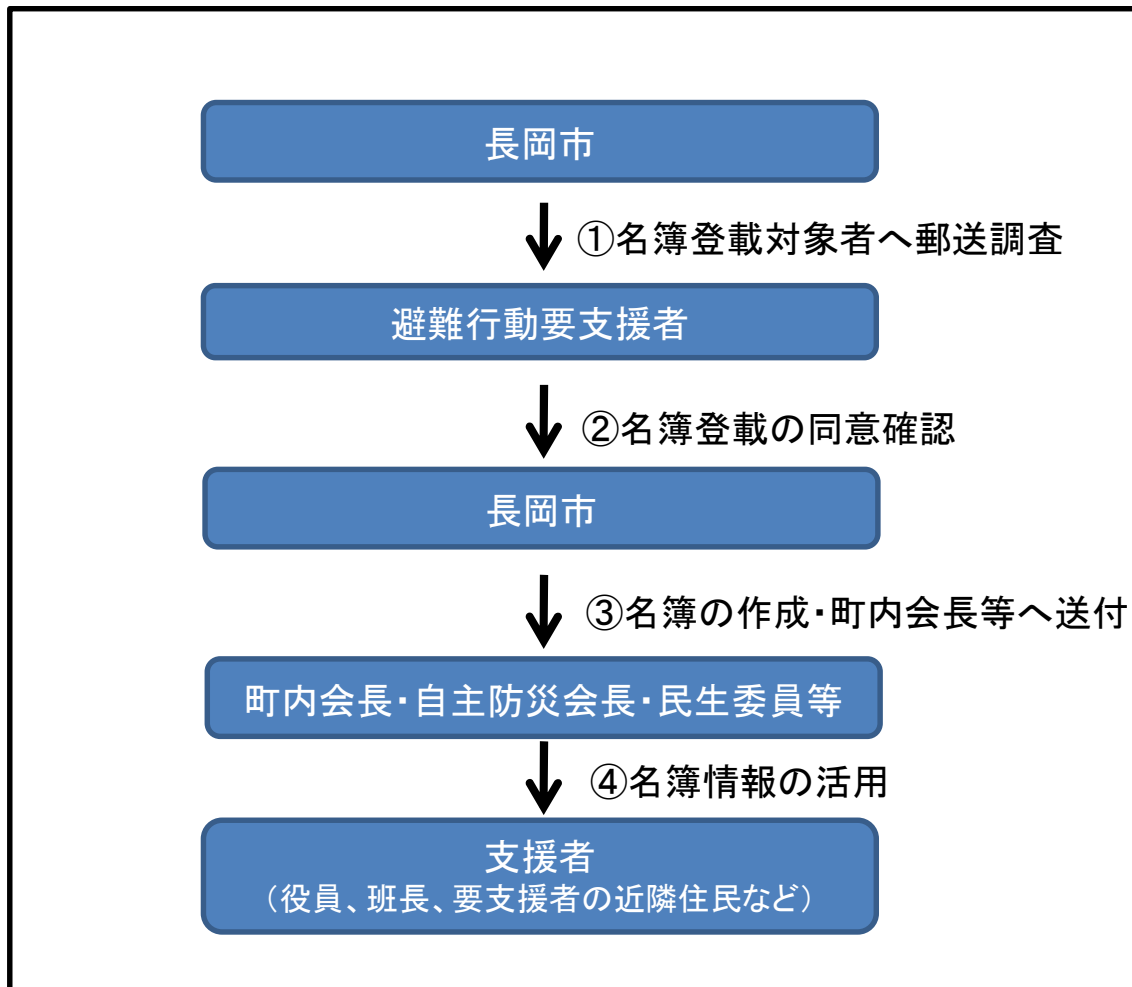
※個別避難計画を作成した要支援者は、備考欄に「●」を記載

○寝たきりの区分について

日常生活 自立度	生活の状態
寝たきりA	・屋内での生活は概ね自立。 1.介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活。 2.外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活。
寝たきりB	・屋内での生活において介助が必要。 1.車いすに移乗し、食事排泄はベッドから離れて行う。 2.介助により車いすに移乗する。
寝たきりC	・1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えに介助が必要。 1.自力で寝返りを打つ。 2.自力では寝返りを打てない。

(4) 避難行動要支援者名簿が地域に届くまで

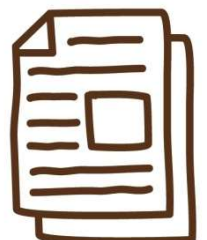
・避難行動要支援者名簿が地域に届くまでの流れ



避難行動要支援者名簿は、長岡市で作成し、町内会・自主防災会・民生委員等に配付します。

町内会長・自主防災会長は、支援者（役員、班長、要支援者の近隣住民など）と避難行動要支援者の情報を共有することができます。

- ① 「個人情報保護に関する誓約書」の内容を周知してください。
- ② **名簿の複製は、必要最小限に留めてください。**
- ③ 名簿更新の際は、複製した名簿を適切に返却・処分するように改めて周知してください。



※ 「個人情報保護に関する誓約書」（次ページ参考）では、避難支援関係者以外への情報提供を禁止しています。避難支援関係者である役員や班長等へは、上記の注意事項を踏まえることで、情報提供することができます。

参考: 個人情報保護に関する誓約書

個人情報保護に関する誓約書

令和 年 月 日

長岡市長 ○○ ○○ 様

団体名 _____

役職名 _____

氏 名 _____

この度、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の受領に当たり、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを理解し、下記の個人情報保護に関する事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 個人情報の漏えい等がないよう、名簿を適切に管理します。
- 2 名簿で知り得た個人情報を避難行動要支援者の支援（避難情報の伝達、安否確認、避難支援、見守り等）以外の目的に使用しません。
- 3 名簿で知り得た個人情報を避難支援関係者（役員や班長など）以外に提供し、又は漏らしません。
- 4 名簿の複製は、必要最小限に留めます。また、複製した名簿を避難支援関係者に提供する場合は、本誓約書の内容を周知します。
- 5 町内会長及び自主防災会長等の変更があった場合は、名簿を後任の会長に引き継ぎます。
- 6 名簿更新の際は、更新前の名簿を返却します。また、複製した名簿については、適切に返却又は処分します。

会長は、名簿を配布する場合や、名簿の更新があった場合に、地域の支援者に周知してください。

補足情報

～名簿情報の共有について～

名簿情報の共有方法については、各町内会での支援体制によりますので、下記の具体例を参考に、各町内会で名簿の提供範囲を決めてください。

具体例

- ①長岡市は、町内会長に「町内会全体の名簿」を1部提供。
- ②会長は、必要に応じて「町内会全体の名簿」情報を共有。
- 例：町内会長は、班長に「町内会全体の名簿」を班別に切り取った「班別の名簿」を引渡す。
- ⇒**班長は、班内の情報を把握。**
- ③班長は、地域の支援者となる班員や要支援者の近隣住民に口頭で情報を周知。

名簿情報の共有先・共有方法の例				
区分	会長	副会長 ※1	班長 ※1	支援者となる 班員や 近隣住民
情報提供 方法	名簿の提供			口頭での周知
提供する 名簿	「町内会全体の名簿」		「班別の名簿」	提供しない ※2

※1 防災委員等がいる場合は、副会長または班長と同様に名簿を共有することもできます。

※2 町内会の判断で、班別の名簿を提供し、班長と同様に情報共有することもできます。

⇒各町内会の体制により、具体例を参考に柔軟に名簿の提供範囲を決めてください。



2 ～地域における支援体制づくり編～

(1) 地域における支援体制づくり

・避難行動要支援者名簿が手元に届いたら・・・

名簿が届いたら取り組むこと(例)
①名簿登載者への声掛けや状況把握に努める 対象者が災害時、自助で対応可能かを確認する ※民生委員や防災役員等、地域の関係者や、要支援者と関わりがある人と一緒に行うと効果的です。
②避難先を決める 対象者の状態・状況やハザードマップを考慮し、どこへ避難をするか本人と地域で考える。 ※避難先に迷う場合は、まずは <u>命を守るために避難する場所</u> という観点で考えてください。
③避難支援の方法について考える 地域で支援できること/できないことを明確にする。 (避難情報の伝達・階段の補助・避難先までの誘導等) 避難支援実施者について本人と地域で考える。

名簿が手元に届いたら、名簿を活用して地域の支援体制づくりに取り組むことが大切です。平常時に要支援者を含め地域で関係性を構築し、避難支援体制について考えることによって、有事の際にも迅速に対応することができます。

また避難行動要支援者も、災害時には自助（本人・家族による対応）が第一になりますが、自助では対応できない場合に備え、地域における共助体制を構築していただくようお願いいたします。

次ページより、①～③の詳細についてご紹介します。

(2) 支援体制づくりの中で大切なこと

～①名簿登載者への声掛けや状況把握～

名簿が届いたら、名簿に登載されている避難行動要支援者ごとに、状況把握に取り組んでみましょう。声掛け・聞き取りを行うことにより、要支援者本人が必要としている支援内容が明確になります。まずは、名簿登載者との関係づくりに取り組みましょう。声がけの際には、要支援者と関わっている可能性のある民生委員等の関係者と一緒に行うと効果的です。

声掛け・聞き取りでの確認事項・聞いておくの良いこと（例）

- 家族・親族は避難支援に来るか（自助の確認）
- 避難情報の伝達だけでいいのか、一緒に避難する必要があるのか
- 歩いて避難先に行けるのか、車椅子が必要か
- 介護サービスの利用状況（家にいない時間帯）の把握 など

要支援者によっては、避難情報の伝達のみでよい場合もあります。

声掛けのイメージ



日頃の見守り活動等を通して要支援者への声掛けを行うことで、顔の見える関係性の構築につながります。防災に係る内容のみならず、普段の挨拶・会話を通して、災害時に要支援者本人・家族でできること、地域でできる避難支援について考えてみましょう。

また、地域でのイベント等を通して関係性を構築しておくことも災害時の迅速な避難支援につながります。防災の観点以外からも、地域とのつながりを大切にしましょう。

(2) 支援体制づくりの中で大切なこと

～②避難先を決める～

要支援者の状況に応じて、避難先を決めておきましょう。

「ながおか防災ホームページ」 ⇒

- ・災害への備え、情報収集の方法
- ・各種ハザードマップ
- ・長岡市内の指定緊急避難場所・指定避難所
など確認することができます。



1. まずは最寄りの長岡市指定緊急避難場所・指定避難所を確認しましょう。
2. 要支援者の避難先として配慮が必要な点をあらかじめ確認しておきましょう。
 - ・体育館より和室のあるコミュニティセンター
 - ・介護が必要なため避難所ではなく福祉施設 など
3. 水害の場合、洪水の規模によっては自宅2階への垂直避難も検討しましょう。
4. 地震の場合、自宅の耐震性・安全性によっては長岡市指定緊急避難場所・指定避難所へ行かない選択肢も検討しましょう。
5. 長岡市指定緊急避難場所・指定避難所に行く場合は、食料・水・衣服など最低限の物資※は持参しましょう。

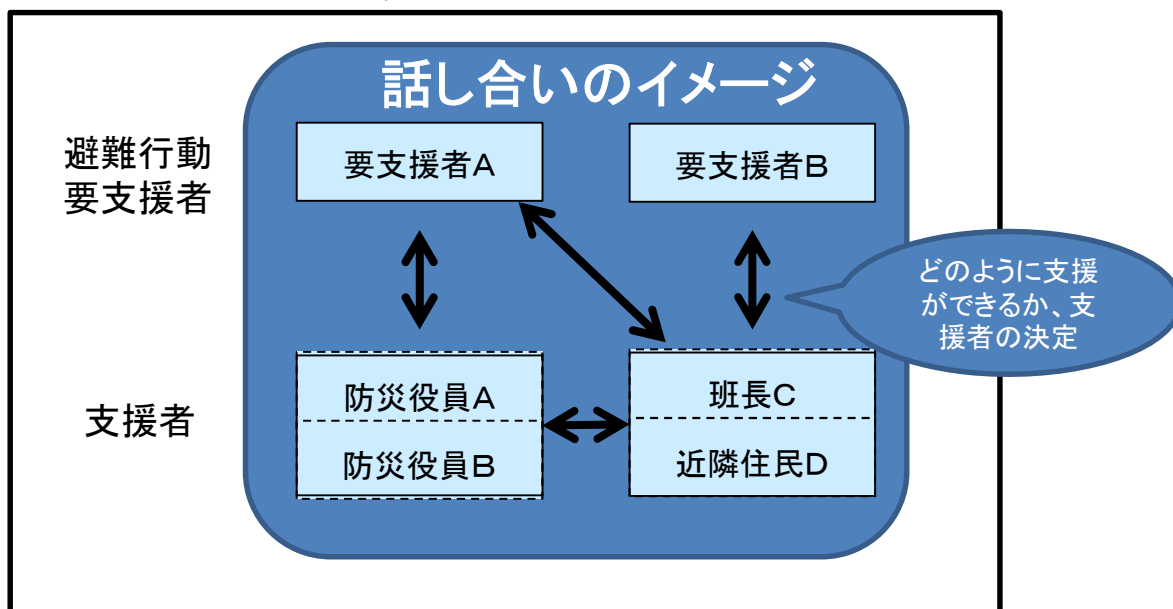
※ 非常持ち出し品・備蓄品の準備 ⇒



(2) 支援体制づくりの中で大切なこと

～③避難支援方法について考える～

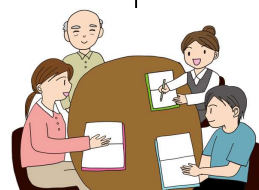
要支援者への声掛けを行い、避難先が決まったら、避難支援の方法について考えてみましょう。地域の実情によって、どのように決めていくかは異なりますが、ここでは、支援者と要支援者との話し合いのイメージを示しています。



自主防災会や町内会で支援者を決めるだけでなく、平常時から、必要な支援について要支援者を含めて話し合い、顔の見える関係を築いておくことが、災害時の迅速な対応につながります。本人の意思を聞き取ったうえで、地域でできること、できないことを整理し、自助・共助の両輪で避難支援体制づくりに取り組みましょう。避難支援実施者については、要支援者本人から日頃から接点のある候補者と調整してもらう等の方法も有効です。

話し合いでの確認事項（例）

- 自宅周辺にどのような災害の危険があるのか（ハザードマップ等の活用）
- 避難情報の伝達だけでいいのか、一緒に避難する必要があるのか
- 歩いて避難先に行けるのか、車椅子が必要か



配慮が必要な要支援者への避難支援の方法について

- 聴覚障害者
…避難情報を伝達（筆談・手話・LINE等）するだけで、ご自身で避難できる方もいます。
- 視覚障害者
…服を掴んでもらいながら、声掛けをすることで一緒に避難できる方もいます。
- 身体障害者・寝たきりの方
…車いすや自動車に乗せることで搬送できる方もいます。車いすや自動車での搬送が難しい方は、搬送依頼する関係機関の連絡先を把握しておきましょう

(3) 地域における支援体制づくりの例

名簿を活用した地域での支援体制は、実情に応じて様々な体制が考えられます。
ここでは、班単位による支援体制と防災役員による支援体制の2つの事例を紹介します。

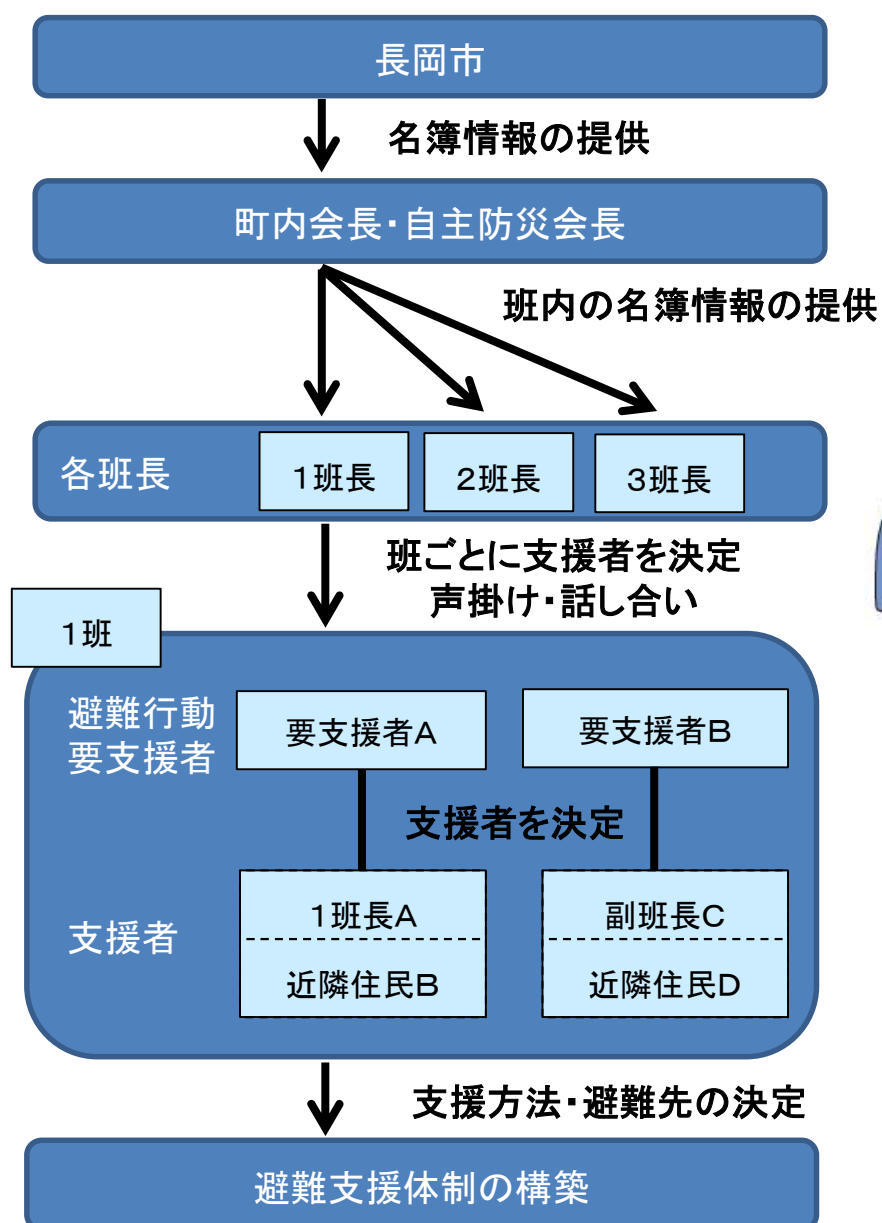
<事例1> 班単位による支援体制づくり

会長から班長に、班内の避難行動要支援者の名簿情報を提供。

班長は、副班長や要支援者の近隣住民の協力を得て、複数の支援者を決定。

※災害時に会長が不在の場合もあるため、必要に応じて名簿情報を共有しておきます。

※避難行動要支援者本人から支援者をあげてもらうことも有効です。

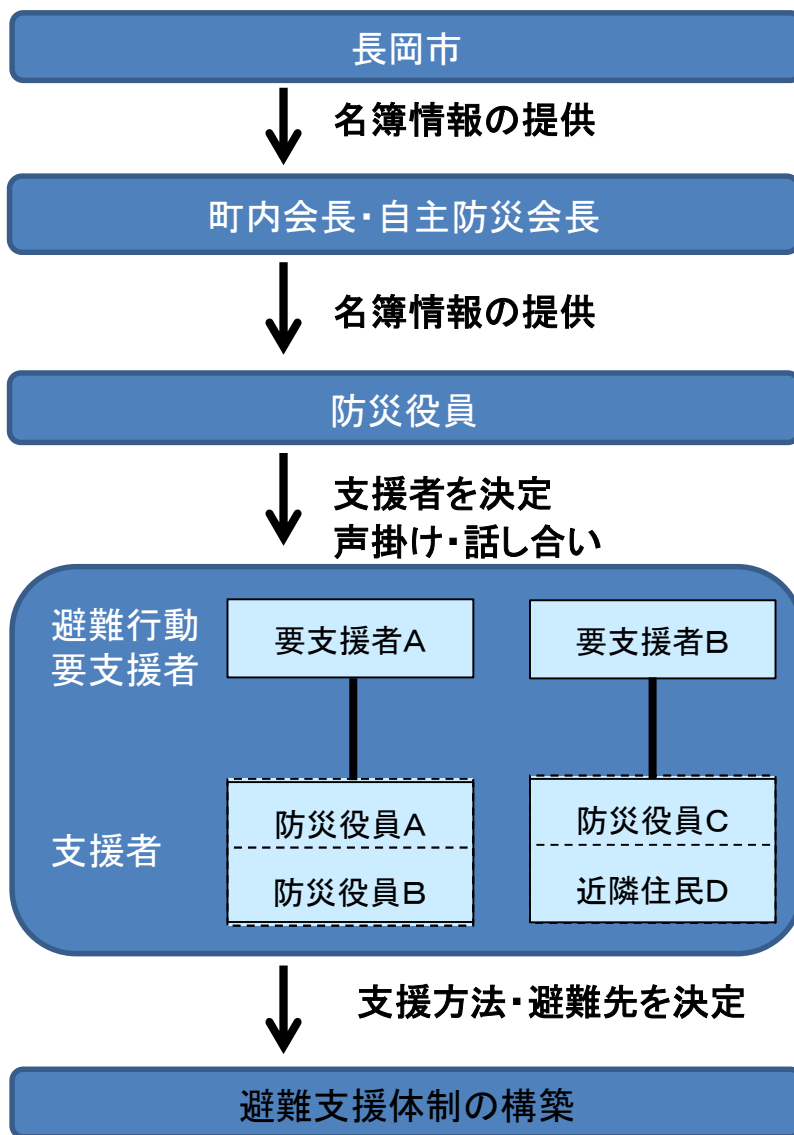


(3) 地域における支援体制づくりの例

<事例2> 防災役員による支援体制づくり

防災役員で名簿情報を共有し、防災役員の中から支援者を決定。

役員が不足する場合は、避難行動要支援者の近隣住民などを支援者にする。



※ 平常時の支援体制づくりでは、要支援者と関わっている可能性のある民生委員や要支援者本人からも参加してもらい、情報共有を行いましょう。

次ページでは、地域が民生委員と連携して平常時の避難支援体制構築に取り組んだ例について記載しています。



参考：民生委員との連携例

避難行動要支援者について情報共有を行い、共助体制を構築する際には、地域の事情をよく知り、要支援者と関わっている可能性がある民生委員からも参加してもらうと効果的です。

実際に地域で行われている民生委員と町内会との連携例を紹介します。

○地域福祉懇談会を活用した情報共有

社会福祉協議会の地域福祉懇談会を活用し、町内会長・民生委員が集まり、「避難行動要支援者マップ」の作成を行っています。避難行動要支援者がどこにいるかを可視化することにより、「誰が」避難支援をできる可能性があるのかを分かりやすくできます。

この機会を活用して町内会長と民生委員との顔合わせも行い、災害時の対応についても話し合いを行っています。可能な範囲で、地域が一体となって支援体制づくりに取り組むことが重要です。



※【民生委員の守秘義務について】

民生委員には、民生委員法第15条により守秘義務が定められています。避難行動要支援者名簿を作成する際、本人に名簿情報を外部提供することに同意を得ていますが、避難支援に際してより詳細な情報が必要な場合には、本人を話し合いの場に含めて本人からお話いただく、または声掛けを通して、本人に事前に情報共有する旨を承知していただくことが重要です。

要支援者本人
も含めて一緒
に考えましょう。



地域福祉懇談会とは・・・

地域の福祉課題や現状について、住民、町内会長、民生委員児童委員、ボランティア、関係者及び関係機関等で話し合いを行い、現状や課題の共有、課題解決に向けた取り組みの検討、実施につなげるものです。

(4) 災害時の流れについて

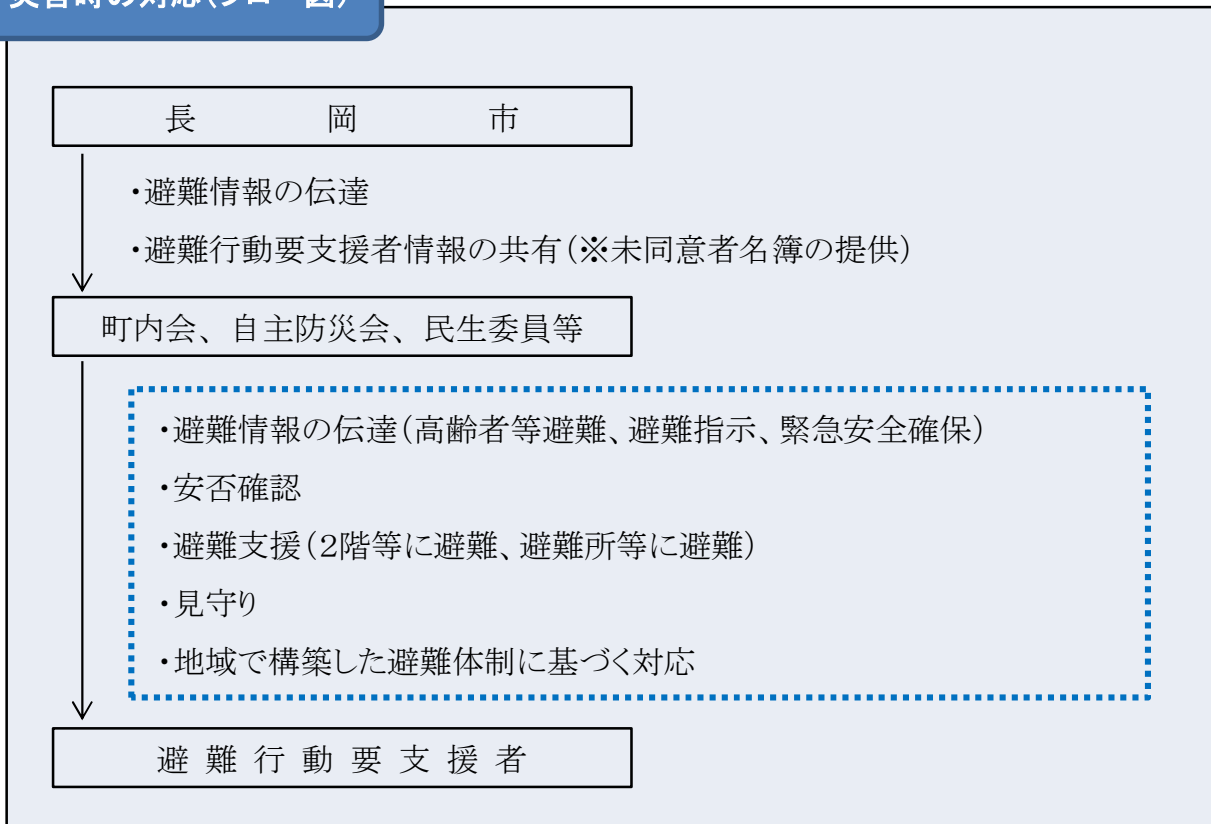
災害が発生した際には、市から避難情報についての連絡があります。

地域ではあらかじめ整備した自助・共助の体制に基づいて避難支援を実施してください。

避難支援を実施する際には、第一に「自身の安全を必ず確保」したうえで、可能な範囲での避難支援にご協力願います。

災害発生時のフロー図については下記の通り、地域における災害時の動き方の例については次ページに記載してあります。

災害時の対応(フロー図)



◆未同意者名簿の取り扱いについて◆

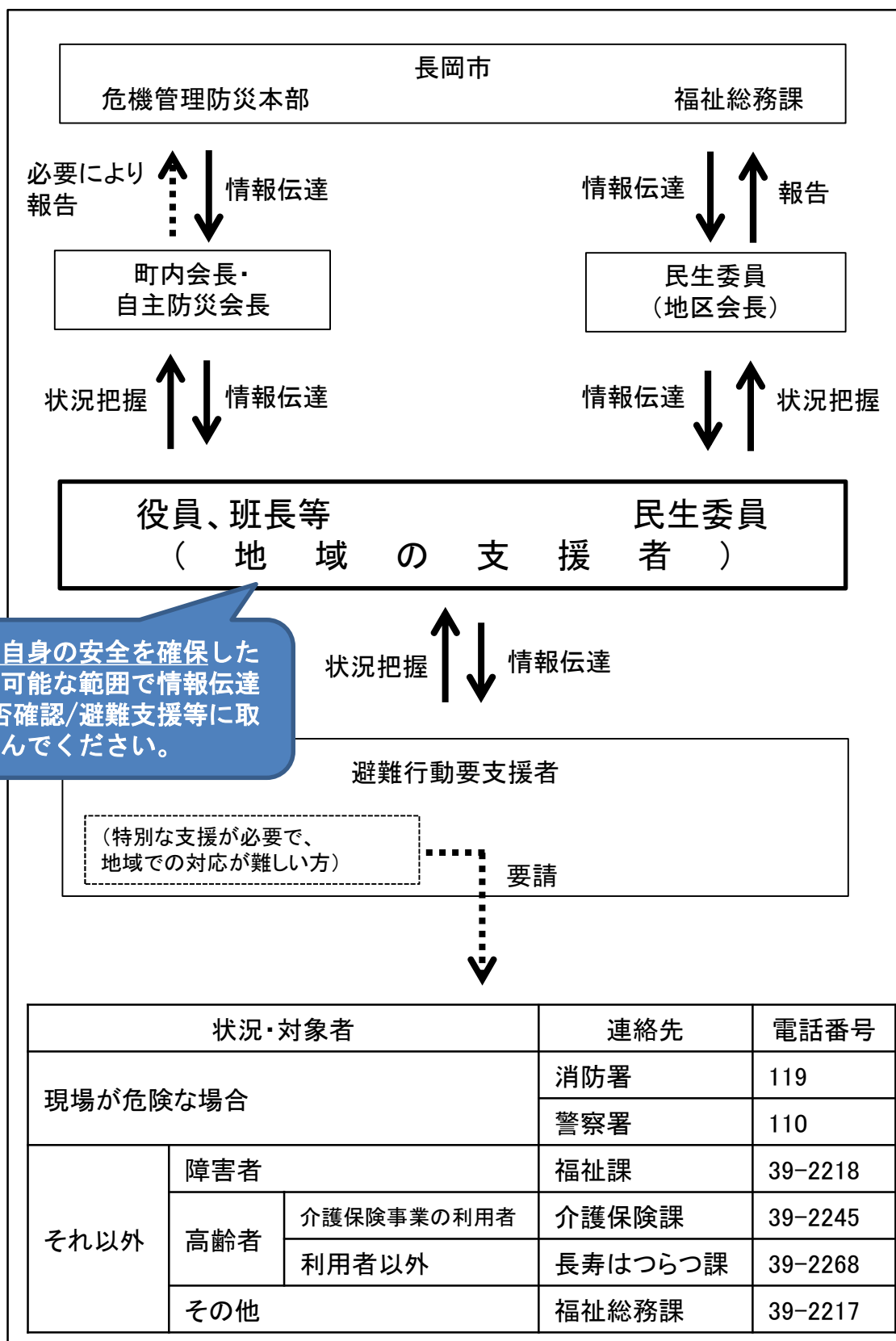
未同意者名簿は各支所・コミュニティセンターで保管しており、避難情報発出時にのみ提供します。

災害発生時は自身の安全を確保し、同意者名簿登載者の安否確認・避難誘導が落ち着いた後、可能な範囲で未同意者名簿登載者の確認、避難支援等に努めてください。

提供した未同意者名簿については、災害対応終了後回収します。

※今年度より郵送調査による未返信者については、未同意者名簿に掲載しています。

(5) 災害時の市と地域、民生委員との連携について



(6) 地域で考える避難支援体制のまとめ

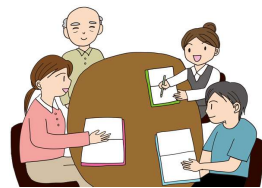
○まとめ

これまでに示してきたように、災害発生時に迅速に対応するためには、平常時から共助体制を構築しておくことが重要です。

地域においては避難行動要支援者に対して声掛けを行い、避難支援方法・避難先について考える等、共助体制の整備に努めていただくようお願いいたします。

そして、共助体制を整備するためには、平常時から地域の集まりやイベント、見守り活動を通して顔の見える関係性を構築することが最も大切です。

避難支援体制の構築に悩んだ際には、ぜひ市・関係機関の講座をご活用ください。



3 ～個別避難計画編～

(1) 個別避難計画について

個別避難計画とは、災害時に自力で逃げることができない人（以下、「避難行動要支援者」という）に対して、「誰が」「誰を」「どこに」「どうやって」避難させるかを記載した計画のことです。

令和 7年度までは、信濃川浸水想定区域に居住の避難行動要支援者について、市が本人・福祉専門職の協力を得て個別避難計画を作成してきました。

令和 8年度は、これまでの取組に加え、対象地域を市内全域に広げ、本人及びご家族による作成に着手します（福祉専門職による協力も継続）。さらに地域が中心となって個別避難計画を作成しているところもあることから、本人・地域・市が情報を共有する取組も進めて行きたいと考えています。

引き続き御協力をお願いいたします。

年度	対象区域	実施内容(市/地域で行うこと)	
令和5年度 (試行・検証)	モデル地区	モデル地区を複数地区選定し、試験的に実施	
令和6年度 (事業実施①)	信濃川浸水 想定区域	地域が行うこと(共助)	市・本人が行うこと
		【共助体制の整備】 ・地域では要支援者への声掛けや、避難支援者の選定等、共助体制の整備を行う。(共助)	【個別避難計画作成開始】 ・優先度の高い対象者に対して市と本人で作成。(自助)
令和7年度 (事業実施②)		【共助体制の整備】 地域では継続して声掛け、避難支援者、避難先の選定、話し合いを行う等、共助体制の整備を行う。(共助)	【個別避難計画の作成継続】 ・作成対象者を拡大し、優先度の高い対象者について市と本人で作成。(自助) ※福祉専門職による協力あり
令和8年度 以降 (本格実施)	市内全域	【共助体制の整備】 ・地域では継続して声掛け、避難支援者、避難先の選定、話し合いを行う等、共助体制の整備を行う。(共助) ・地域で作成している計画を本人・市と共有する(共助)	【個別避難計画の作成継続】 ・本人・家族で作成(自助) ※福祉専門職による協力あり

※ 作成した個別避難計画は長岡市に提出してください。

※ 令和 8年度以降、地域で個別避難計画を作成した場合は本人と共有していただき、完成した計画から順次市に提出をお願いします。作成がまだ難しい地域におきましては、本ガイドブックに記載の共助体制の整備に取り組んでいただき、引き続き災害時の体制についてお考えいただきますようお願いいたします。

(2) 個別避難計画の様式について(参考)

（個別避難計画の様式）

(表)

個別避難計画の参考様式です。
作成される際には、可能な範囲
の記載で問題ございません。

長岡市災害時避難行動要支援者 個別避難計画

			登録番号			
本人の居住情報等	フリガナ					
	氏名 ※児童の場合は () で保護者を記入					
	生年月日		性別	☐ 男 ☐ 女		
	住所又は居所	長岡市 (☐ 戸建て ☐ アパート ☐ マンション)				
	連絡先(自宅)		連絡先(携帯)			
	家族の状況等	☐ ひとり暮らし ☐ 同居全員が高齢者の世帯 ☐ 親と同居 ☐ 子ども又はその家族と同居 ☐ その他 ()				
	担当ケアマネジャー 相談支援専門員 等		事業所名			
		電話番号				
サービスの利用 状況・内容等						
緊急時の連絡先	①	フリガナ		本人との続柄		
		氏名				
		住所				☐ 同居 ☐ 別居
		連絡先①		連絡先②		
	②	フリガナ		本人との続柄		
		氏名				
		住所				☐ 同居 ☐ 別居
		連絡先①		連絡先②		
避難支援実施者の情報	①	フリガナ		本人との続柄		
		氏名				
		住所				☐ 同居 ☐ 別居
		連絡先①		連絡先②		
	②	フリガナ		本人との続柄		
		氏名				
		住所				☐ 同居 ☐ 別居
		連絡先①		連絡先②		

この項目が重要

※本人の承諾を得た人を記入してください

町内会・自主防災会で支援体制が構築されていて、両者間の確認が取れている場合は、「町内会担当者」、「自主防災会担当者」などの表記でも可（写しを添付してください）

(注) ☐ この個別避難計画の写しを避難支援実施者に提供することに同意します

様式が必要な場合は長岡市福祉総務課までご連絡ください。

(☎ 39-2217)

(2) 個別避難計画の様式について(参考)

(裏)

避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに✓を入れてください)			
		☐ 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分：		】
		☐ 手帳保持【障害名：	】	【等級：】
		☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
		☐ 医療機器の装着等をしている		
		☐ 立つことや歩行ができない（困難である）	☐ 音が聞こえない（聞き取りにくい）	
	☐ 物が見えない（見えにくい）	☐ 言葉や文字の理解が難しい		
	☐ 危険なことが判断できない	☐ 顔を見ても家族、知人とわからない		
	☐ その他〔			
水害時・震災時の支援内容	支援内容	☐ 安否確認、声掛け等		
		☐ 建物内の垂直避難支援 (☐ 人力 ☐ エレベーター)		
		☐ 自宅内の移動支援 (☐ 人力 ☐ エレベーター)		
		☐ 避難先への移動支援 (☐ 人力 ☐ 車いす等 ☐ 車両)		
支援方法				
	以上の避難支援に関し、配慮する事項			
避難先	水害時			
	震災時			

本人情報	住所又は居所に関する事項	原子力災害対策重点区域に ☐ 居 住 ☐ 非居住 ※長岡市における原子力災害対策重点区域（原子力災害対策を重点的に実施すべき区域）は栃尾地域を除く全市域
------	--------------	---

原子力災害時	避難先	
	支援内容	☐ 安否確認、声掛け ☐ 屋内退避時における外気の取り込み防止、食品の保護 ☐ バスによる避難の集合場所への移動支援 (☐ 人力 ☐ 車いす等 ☐ 車両) ☐ 避難先市町村への移動支援 (☐ 車両)
	支援方法	
	以上の避難支援に関し、配慮する事項等	

20

3 ～個別避難計画編～

(2) 個別避難計画の様式について(参考)

(個別避難計画の様式)

(同意確認書)

送付番号：《送付番号》

長岡市個別避難計画に関する同意確認書

(宛先) 長岡市長

申請者 (本通知の届いた方)

住 所：_____

氏 名：_____

電話番号：_____

FAX 番号：_____

個別避難計画を作成し、私の氏名・住所・連絡先・支援者の連絡先・利用中の医療福祉サービス・避難先・避難方法・避難時の留意事項等の情報を避難支援者等(町内会・自主防災会含む)に提供すること、及び市で保有する情報を参照することについて

☐ 同意します (いずれかに○をつけてください)

・ 自分で作成 ・ 町内会・自主防災会と作成(済み) ・ 自分での作成は困難

☐ 同意しません (個別避難計画は作成しません)

(いずれかに○をつけてください)

その理由 [・ 自分で避難できる ・ 家族、親族の支援がある

・ その他(具体的に)

]

☐ 施設入所・入院しています (計画対象外)

代理人 または 保護者	【本人の代わりにこの申請書を記入された方】
	住 所：
	氏 名：
	電話番号： _____ 本人との関係： _____

4 Q & A

支援の取り組みについて、主な質問と回答をまとめました。地域での取り組みの参考にしてください。

Q：町内（自主防災）会で独自に名簿を作っている場合は、市からの名簿はどのように取り扱えばよいか。

A：地域独自で作成された名簿は、精度が高く、非常に有用な名簿であると考えられます。市からの名簿を合わせて確認いただくことで、より確実な対象者の把握にご活用ください。

Q：支援者になってくれる方が見つからない。

A：支援者の負担が軽減されるように、複数人で協力することが有効です。

平日日中・平日夜間・土日祝日などの状況に応じ、支援できる人を探すなど、「いつ」「だれに」支援できるかを確認しましょう。

また、場合によっては、地域外の人も含めた支援体制を検討することも方法の一つです。

Q：支援者になった場合、具体的に何をすればいいのか。

A：要支援者一人一人によって、必要な支援は異なります。要支援者と支援者が話し合うことで、必要な支援を把握します。

例えば、災害時に声掛けだけでよいのか、避難先までの付き添いが必要なのか、車いすが必要なのか、要支援者それぞれによって支援方法は変わってきます。

Q：支援者になっても、実際に支援できるか不安。

A：災害の種類や規模、発災の時間、現場の様々な状況により、支援者だけの力では対応できない場合も想定されます。支援者自らと家族の安全確保を基本とし、支援者だけに頼らない地域ぐるみでの対応についても話し合っておくことが大切です。

Q：災害時に要支援者を支援できなかった場合、支援者が責任を問われるのか。

A：避難行動要支援者の避難支援は、法的責任を負うものではありません。まずは、自分自身と家族の安全を確保した上で、可能な範囲での支援をお願いします。

最後に

過去の大災害において、避難がスムーズにできた地域は、地域のコミュニティ力があり、日頃から顔の見える関係を築いているため、災害時に大きな力を発揮できたという報告があります。

避難行動要支援者の支援についても、地域に密着した町内会等による声掛けや安否確認の重要性が、東日本大震災以降、再認識されています。

ぜひ本ガイドブックをご活用いただき、お住まいの地域の防災力の向上につなげていただければ幸いです。

なお、地域で取り組みをしていくうえで、相談・質問等がありましたら、お気軽に下記担当までご連絡ください。



5 問い合わせ先

内容	機関	電話番号
自主防災活動アドバイザーの派遣 地域の課題や活動のレベルに合わせたアドバイスにより、地域住民と共に地域防災を考えます	(公社) 中越防災安全推進機構	(0258) 39-5525
自主防災活動支援制度について	長岡市役所 危機管理防災本部	(0258) 39-2262
避難行動要支援者名簿について	長岡市役所 福祉総務課	(0258) 39-2217